# 北九州市農林水産業振興計画(H28~H32)の指標

No.		施策の内容	指標	単位	平成26年度 実績	平成32年度 <b>最終目標</b>	具体的目標内容等
1	成果指標	方向性 I 安定供給の 確保に向けて	新たな担い手の増加数 (農業)	件	5	40	新規就農者・新しい認定農 業者等の合計
2			新たな担い手増加数 (水産)	人	0	20	新たに漁業に従事した延べ 人数(漁家子弟除く)
3			担い手への農地集積面積	ha	285	335	5ヶ年間で、50ha増
4			年間漁獲量	t	4,069	4,300	10年間の平均値
5		方向性 II さらなる ビジネスの 推進に向けて	本市所得目標を達成し た認定農業者等の割合	%	25.0	30.0	本市所得目標480万円
6			ブランド化・6次産業化・朝市・直販所所得合計	百万 円	372	456	水産のみ
7		方向性皿 豊かで美しく 活力ある地域 づくりに向けて	市内直販所の総売上	億円	15.4	16.0	直売所(JA)、インショップ(JA)、汐入りの里等
8			飲食店サポーター件数	件	217	250	現在の約15%増
9	活動指標	方向性 I 安定供給の 確保に向けて	女性農業者の男女共同 参画(経営)の推進	件	67	80	女性認定農業者数、家族経 営協定数等
10			女性農業委員数	%	0	30	平成28年度までは、選挙選 出の女性委員なし。
11			水産6次化グループの 女性従事者数	人	24	48	6次化に取り組むグループ の女性従事者数の合計
12			女性対象研修会開催数		6	12	水産業に携わる女性が参 加した研修等の回数
13			新規ほ場整備面積	ha	0.0	7.0	H29 基本設計、H30 法手 続き、H31 実施設計。
14		方向性 II さらなる ビジネスの 推進に向けて	学校給食への地元産 納入品目数	品目	25	30	地元産農林水産物の納入 品目数
15			市営林の木材の市場出荷量	m³	0	1,000	5ヶ年間で、市場に出荷す る木材量
16			竹材の活用量	t	0	1,500	5ヶ年間で、有効活用する 竹材量
17			商談会(BtoB)出展社 延べ数	社	7	50	毎年度10社出展延べ50社
18			市内産農林水産物の 輸出品目数	品目	1	5	市内産農林水産物を毎年 度1品目試験的に輸出

# 用語解説

## GAP (Good Agricultural Practice)

農業生産工程管理。農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い記録し、また記録を点検・評価し、改善点を見出し、さらに次回の作付けに活用するという一連の管理のこと。

## HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

日本語読みはハサップまたはハセップと呼ばれる。食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因 (ハザード: Hazard) を分析しそれを最も効率よく管理できる部分 (CCP: 必須管理点) を連続的 に管理して安全を確保する管理手法。

## ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。 国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。

## 医福食農連携

機能性食品や介護食品の開発・普及、薬用作物の国内生産拡大、障害者等の就労支援など「農」と「福祉」の連携等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組を指す。

## インショップ

デパートやスーパーなど大型店舗の一角にある顧客層・品揃えを絞った売り場。店内店舗。

## エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

## 遠賀川地域森林計画

本市を含む、遠賀川流域の68市町村における森林・林業施策の方向を県が定めた十ヵ年の計画。

#### 核藻場礁(かくもばしょう)

浅海域において、海藻の遊走子、幼胚をキャッチする能力の優れた藻場増殖プレートをコンクリート製の魚礁機能を持つ本体の上部に設置し、藻場を造成する事ができる魚礁機能を有する藻場増殖礁。

#### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことで、農業経営の改善につなげる。

#### 北九州市チャレンジファーマー制度

新たに農業参入を目指す市民を地域農業の担い手として確保するため、その就農計画を市が認定し、 就農段階での支援を行う制度。認定要件は、64歳以下で研修や就農経験があり、就農計画の達成が 確実であることとなっている。

#### クドア食中毒

ヒラメなどの魚の筋肉に寄生する粘液胞子虫クドアによるもので、一過性の下痢・嘔吐を来す。 2000年頃から報告されるようになった新しい食中毒。養殖場などでは徹底的な対策が実施され報告件数は減少しているが、いまだ患者の報告は続いている。

#### 青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修段階と就農後の経営が不安定な就 農初期段階を対象に、給付金を支給する制度。研修を受ける者へ給付を行う『準備型』と、就農した 者へ給付を行う『経営開始型』に分かれる。

#### 里地·里山·里海

人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、山林、農地、ため池、草原、沿岸海域などで構成される、多様な生物の生息・生育空間。

## シビックプライド

市民が都市に対して持つ誇りや愛着のこと。 日本で言う郷土愛とはニュアンスが異なり、自分はこの都市を構成する一員であり、都市をより良い場所にするために関わっているという意識を伴う。

#### 「地元いちばん」

本市の農林水産物の地産地消を推進する上でのキャッチフレーズ。

(平成23年2月4日商標登録)

## 水源涵養機能(すいげんかんようきのう)

森林の土壌が雨水を貯えて、河川への流れ込む水の量を安定させ、洪水や渇水になるのを防ぎ、また、その過程で水質を浄化する働きをいう。

## 地産地消 (ちさんちしょう)

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。

消費者にとっては、「顔が見える関係」で生産状況 なども確かめられ、新鮮な農林水産物を消費でき、生産者は、消費者ニーズに対応した生産が展開できる。

また、消費者と生産者の交流を図ることで、食育の機会としても重要であり、地域の食材を活用することで地域の伝統的な食文化の継承にもつながる。

#### 地産地消サポーター

北九州市内で生産された農林水産物を地元で消費する「地産地消」を進めるため、生産者、実需者、 消費者の情報交換や交流を目的に平成20年3月に発足した北九州市の制度。

## 鉄鋼スラグ人工石 (てっこうすらぐじんこうせき)

人工漁礁の新しい素材として、鉄鋼製造過程の副産物として生成される製鋼スラグを用いて製造された人工石材。

#### 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的として平成27年4月22日施行された。

#### ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。英語の「drone」は「(無線操縦の) 無人機」あるいは「オス蜂」といった意味の語。

平成27年7月に閣議決定された改正航空法では、ドローン (無人航空機) について『航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船そのた政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により、飛行させることができるものをいう。』と定義されている。

## 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。本市では、年間農業所得480万円、年間労働時間1,800時間を目標とした5年間の農業経営改善計画を認定している。

#### 農業経営改善計画

認定農業者になるために市町村に提出する計画。農業経営の現状や5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。

#### 農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき知事の指定した農業振興地域内において、市町村が定める計画。農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)や農業生産の基盤の整備等を定めたもの。

## 農業・農村の多面的機能

「国土の保全、水源の涵養 (かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことをいう。

#### 農地中間管理事業

農地の中間的な受け皿である「農地中間管理機構」が、市と連携し、農地の貸し付け希望者から農地を借り受け、地域の担い手へ農地の貸し付けを行うもの。福岡県では、「公益財団法人 福岡県農業推進機構」が機構に指定されている。

## 農地利用最適化推進委員

平成27年9月の「農業委員会等に関する法律」の改正により、現場活動を積極的に行うため、主に 合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、設置される委員。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と密接に連携し自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

## ノロウイルス

非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一属である。感染者の糞便や吐瀉物、あるいはそれらが乾燥したものから出る塵埃を介して経口感染するほか、河川を経由して蓄積された貝類の摂食による食中毒の原因になる場合もある。

#### バイオマス発電

家畜の糞尿、食品廃棄物、木質廃材などの有機ゴミを直接燃焼し、発生する熱を利用して蒸気でタービンを回す仕組み。火力発電の燃料(石油・石炭・天然ガス)が有機ゴミに変わったもの。「バイオマス」は、動物・植物などを由来とする生物資源の総称。

## 浜の活力再生プラン

水産業において、個々の地域の現状に合わせて「将来自分たちのあるべき姿」「取り組むべき課題」を、地域で考え、最終的に「浜の活力再生プラン」として作成するもの。具体的には、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目標とし、それを実現するための収入向上の取組やコスト削減の取組などを、整理しまとめるとされている。

#### ハラール(ハラル)認証

「ハラル」とは狭義の意味では、イスラム法上で食べることが許されている食材や料理のこと。「ハラル認証」とは、対象物がハラルであるという認証を受けることを指す。認証を受けるためには、原材料、製造工程、品質管理、配送など多岐にわたるものがハラルでなければならない。世界人口の4分の1、約16億人といわれるイスラム教徒を新しい消費者と位置づけ、国内のイスラム教徒の消費拡大やイスラム教圏の国々への輸出拡大を図るためには、この認証が必要である。

#### 人・農地プラン

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決することを目的に 作成する「未来の設計図」。

#### ファイバーらすく

北九州市立大学国際環境工学部環境生命工学科の森田洋教授の研究室と地元のパンメーカー「クラウン製パン」の共同研究から生まれたブランド商品で、食物繊維が94%と一般的な野菜の2倍以上ある竹を細かく砕いた粉を生地に混ぜた「竹粉ラスク」。

「合馬たけのこ」で知られる全国有数の竹の産地でもある北九州市では、放置竹林が問題化しており、森田教授らによる食用化の研究によって竹林の有効活用にもつなげていく。

#### ふくおかエコ農産物認証制度

福岡県が、化学合成農薬の散布回数(成分回数)と化学肥料の使用量を、ともに県基準の半分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づき、生産された農産物(認証農産物)には、認証マークが貼られている。

#### 素牛(もとうし)

生後6ヶ月~12ヶ月未満ぐらいの肥育する前の子牛、または繁殖牛として育成する前の子牛のことをいう。繁殖牛や肥育牛の素牛は主に、市場で購入されるが、素牛の資質がお肉の味を決めるといっても過言ではないため、この時の牛の目利きが大変重要になる。

素牛は、日本各地に出荷され、そこで成牛になるまで育てられた牛がブランド牛となる。

## 藻場(もば)

かいそう かいそう

沿岸域(大陸棚)に形成された様々な海草(種子植物)・海藻(藻類)の群落のこと。

藻場を構成する藻類は、貝類を始めとする多様な生物の餌になるほか、付着する微細な藻類や微生物が小型甲殻類や巻貝の餌になり、それを捕食する魚類も集まってくるため生物多様性が高く、日本では古くから漁場として利用されている。

## 連携中枢都市圏構想(れんけいちゅうすうとしけんこうそう)

連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約を締結することにより、連携中枢都市圏を形成し、圏域の活性化を図ろうとする構想。

本市は、近隣16市町と平成27年10月に各市町の首長で構成する「北九州都市圏域トップ会議」を設置し「連携中枢都市圏」の形成に向けて協議を開始し、平成27年12月24日に、連携中枢都市宣言を行った。

## レンゲ米

米を植える前にれんげ畑を作り、自然の窒素を土壌に発生させ、それを有機肥料として利用して作る米。れんげが発酵することにより土を活性させるので稲を自然のまま育てることができ、れんげが肥料にもなるので農薬や化学肥料を極力使用せずに米を作ることができる。

本市では、本計画を都市農業振興基本法第10条に定める「北九州 市における都市農業の振興に関する計画」に位置付けます。 (平成 28 年 5 月 13 日追記)

編集·発行 北九州市産業経済局農林課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 TEL582-2078 FAX583-0594